

暴力団員の入居制限などの取組みについて

滝川市では、滝川市営住宅条例・滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正し、平成21年1月1日から市営住宅等への暴力団員の入居を制限するなどの取組みをすることとしました。

その主な内容は、次のとおりです。

暴力団員とは？

「集団的に又は常習的に暴力的行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員」をいいます。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号参照

●入居の制限

新たに入居しようとする方のうち、いずれかが暴力団員である場合は、入居を認めません。

●同居の制限

入居後、新たに同居させようとする方が、暴力団員である場合は、同居を認めません。

●入居承継の制限

入居されている方が死亡又は退去したとき、死亡時又は退去時に同居していた方が、引き続き入居する権利等を承継しようとするとき、その方が暴力団員である場合は、承継を認めません。

●駐車場の使用の制限

新たに駐車場を使用しようとするとき、世帯のいずれかが暴力団員である場合は、使用を認めません。

●暴力団員に対する勧告

入居されている方が暴力団員であることが判明したときときは、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明渡しを求めることがあります。

●警察署への照会及び警察署からの情報提供

滝川市は、暴力団員であるか否かの照会を滝川警察署へ行います。

又、滝川警察署から滝川市に対し、必要な情報の提供をしてもらうこととしています。

上記について、不明な点がある場合は、

滝川市建設部建築住宅課住宅担当

☎（0125）28-8041

まで、お願いします。